

創業関連保証・再挑戦支援保証・スタートアップ創出促進保証

「創業関連保証」「再挑戦支援保証」「スタートアップ創出促進保証」の概要

制 度 名		創業関連保証	再挑戦支援保証	スタートアップ創出促進保証
根 拠 法		産業競争力強化法		
保 証 限 度 額		3,500万円(3制度の合算限度額)		
資 金 使 途		運転資金および設備資金 ※ただし、新会社設立のための資本金(株式取得資金)は、対象となりません。		
担 保		不要		
連 帯 保 証 人		個人:原則として不要 法人:必要となる場合があります。		不要
自 己 資 金		不要		税務申告 1 期末終了の者は、創業資金総額の 1 / 10 以上必要
融 資 対 象 者		①事業を営んでいない個人で、1 か月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2 か月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人で、創業後 5 年未満の方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後 5 年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社 ⑥設立後 5 年未満の分社化された会社 ⑦個人で創業し、同一事業を法人化した方で、個人創業後 5 年未満の方(法人成) 経営不況の悪化により過去に営んでいた事業を廃止または会社を解散※してから 5 年を経過していない以下の方 ※解散時に業務を執行する役員であった方も含みます。 ①事業を営んでいない個人で、1 か月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2 か月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人で、創業後 5 年未満の方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後 5 年未満の会社 ⑤個人で創業し、同一事業を法人化した方で、個人創業後 5 年未満の方(法人成) ①事業を営んでいない個人で、2 か月以内に会社を設立する方 ②事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後 5 年未満の会社 ③中小企業にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する方 ④自らの会社で事業を継続しつつ、新たに設立した会社で、設立後 5 年未満の方 ⑤個人で創業し、同一事業を法人化した方で、個人創業後 5 年未満の方(法人成)		
ココをチェック!! 平成26.1.20から創業関連保証の対象者に「分社化」が追加されました。 令和3.8.2から創業関連保証の対象者に「法人成」が追加されました。				
融 資 利 率		金融機関所定利率(県制度利用の場合は、1.90%、特例の場合は1.70%) ※令和 8 年 4 月 1 日時点		
保 証 料 率		0.8%		1.00%
返 済 方 法		県制度利用の場合は、県が全額補助し0.0%。 ※令和9年3月31日まで		
融 資 期 間		原則として、均等分割返済		
融 資 期 間		10年以内(据置期間 1 年以内含む) (県制度利用の場合、運転資金7年以内、設備資金10年以内)		
送 付 書 類 他		「創業・再挑戦計画書」は、創業計画段階の申込の場合に必要です。なお、再挑戦支援保証では必須です。「資格要件申込書」は、再挑戦支援保証で必須です。 「創業計画書」(スタートアップ創出促進保証制度用)は、本制度を利用する全ての対象者が必要です。なお、金融機関は、融資実行後、創業者が会社を設立して原則 3 年目及び 5 年目に中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者よりガバナンスチェックシートの提出を受け、信用保証協会に提出する。		

創業計画書とはこれから始める事業を成功させるためのビジネスプランです

- 1.事業概要**
これから始める事業の内容や目的(動機)を記入いただきます。
いわば社長さんの事業に対する思いです。
セールスポイントや将来の目標を具体化するとよいでしょう。

2.資金計画
運転資金や設備資金といった事業を始めるにあたって必要となる資金計画を記入いただきます。
運転資金とは、商品・材料仕入資金や人件費などを、設備資金とは、店舗や機械装置、車輛などの購入資金を指します。
開業時に必要となる資金をまとめてみましょう。
- 3.資金調達計画**
必要となる資金がわかったら、それをどう調達するか、調達方法を記入いただきます。
自己資金や家族からの借入、金融機関からの借入などを指します。
資金計画の合計と資金調達計画の合計は合致させてください。

4.収支計画
開業後の損益の見込みを立てます。
売上・費用・利益の予測には「経営環境」「業界(競合)状況」等を総合的にみるようにしましょう。
売上－費用＝利益(これに減価償却費を加えたもの)が借入をした場合の返済原資になります。



創業される方へのアドバイスに知っておくと便利なマメ知識

(1)創業の事業形態(個人・法人)について

個人での創業と法人(会社)を設立しての創業とを比較してみます。

	個 人	法 人(株式会社)
開 業 手 続 き	比較的簡単で特別な費用はありません。	設立登記に時間と費用がかかります。 ※登記にかかる費用の一例 収 入 印 紙 定 款 認 証 料 定 款 謄 本 代 等 登 録 免 許 税 (手続きを司法書士などの専門家に依頼する場合は別途費用がかかります。)
社 会 的 信 用	一般的に法人に比べてやや劣ります。	一般的に信用力に優れ、従業員の採用などで有利です。
税 務 申 告	申告書類などは比較的記載が簡単です。3月15日が確定申告の期限です。	決算などの書類作成が複雑です。
税 金 (課 税)	事業が小規模の場合は有利です。	事業が大規模になると節税の効果がありません。
事業に対する責任	無限責任。万一の場合には個人の全財産をもって弁済します。	出資分を限度とする有限責任ですが代表者は取引に際し連帯保証人となる場合があります。
事業主の報酬	事業利益が事業主の報酬となります。	定款または株主総会の決議で決定します。社長や役員の給与は、役員報酬として経費になります。

(2)開業に必要な許認可の取得や各種届け出について

開業の際には事業内容や規模により許認可の取得や各種「届け出」が必要です。

許認可	税務署	県税事務所	社会保険事務所	公共職業安定所	労働基準監督署
保健所 飲食業 菓子製造業 美容業 理容業 公共職業安定所…人材派遣業 運輸局・愛媛県…旅行業 など	個人の方は開業の日から1か月以内に開業届出書、法人の方は会社設立から2か月以内に法人設立届出書	個人の方も法人の方も開業の日(設立日)から15日以内に事業開始等申告書を提出	・社会保険、厚生年金保険 法人はすべて強制加入、個人で5人以上従業員を雇用する場合は強制加入	・雇用保険 個人・法人とも従業員を雇うときは加入	・労働保険 個人・法人とも従業員を雇うときは加入

(3)開業にともなう各種届け出

事業形態により開業にともなう届出書が異なります。

	個 人	法 人
税 務 署 (国)	開業届出書	法人設立届出書
県 税 事 務 所	事業開業報告書	法人設立報告書
市 町 役 場	開業等届出書	法人設立届出書
社会保険事務所	国民健康保険、国民年金	健康保険、厚生年金保険
公共職業安定所	①新規適用届 ②新規適用事業所現況書 ③被保険者資格取得届 ④被扶養者(異動)届 ⑤国民年金第3号被保険者の届出	
労働基準監督署	雇用保険 ①適用事業所設置届 ②被保険者資格取得届	
	労災保険 ①保険関係成立届 ②適用事業報告書 労働保険概算保険料申告書	

(4)税金について

毎期必ず申告の必要がありますのできちんと理解しておきましょう。

	個 人	法 人
国 税	所 得 税 所得金額に応じて課税されます。	法 人 税 所得金額に応じて課税されます。
地方税	個 人 住 民 税 均等額でかかる「均等割」と前年の所得に比例してかかる「所得割」からなります。 ① 県 民 税 ② 市 町 民 税 個 人 事 業 税 所得金額に応じて課税されます。	法 人 住 民 税 資本金等の金額区分に応じてかかる「均等割」と当期の法人税額に応じてかかる「法人税割」からなります。 法 人 事 業 税 所得金額に応じて課税されます。
消費税(※)	消費税(7.8%) 地方消費税(2.2%) 課税売上高1,000万円以下の事業者は免税です。	消費税(7.8%) 地方消費税(2.2%) 課税売上高1,000万円以下の事業者は免税です。

※標準税率の場合。軽減税率適用の場合は、消費税 (6.24%)、地方消費税 (1.76%) となります。